

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前 10 時 00 分）

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって 5 番 照屋仁士議員、6 番 赤嶺奈津江議員を指名します。

日程第 2．議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第 2．議長諸般の報告をいたします。町長から補正予算 1 件、議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算（第 10 号）、人事案件 1 件、議案第 31 号 南風原町教育委員会委員の任命について提出されております。後刻議題といたします。

次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。お手元に配布していますので、それぞれ後刻議題とします。次に、意見書第 1 号 日米地位協定の見直しに関する意見書、意見書第 2 号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書が提出予定となっております。決議第 2 号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり議題とすることにします。各自ご一読くださるようお願い申し上げます。以上をもって諸般の報告といたします。

これから、議案の上程に入ります。

日程第 3．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例

○議長 宮城清政君 日程第 3．議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終わりました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における執行

部の説明のなかで、主な 2 点について申し上げます。1 点目に本条例で規定した南風原町行政不服審査会は、不服申立案件に関し行政庁の採決内容について第三者の立場から意見するとの説明がありました。2 点目に、同審査会は委員 3 名で組織されるが、必要に応じて専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上、よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 9 号 南風原町行政不服審査会条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 4．議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明について申し上げます。不服申立審査に関し行政庁側が提出した証拠書類等を不服申立人に交付する（コピーする）際の手数料及び手数料の減免について規定した新規の条例制定と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 10 号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第 5. 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 11

号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、主な改正点の 2 点について申し上げます。第 1 点目に、一般職の旅費額に準じて、各委員等の宿泊を要する場合の日当額を改正すること。第 2 点目に、行政不服審査会委員の報酬等を規定したと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員でございます。したがって、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

日程第 7. 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における条例改正の説明のなかで、主な改正点の 2 点について申し上げます。第 1 点目に、基準となるべき標準的な職務を定める等級別基準職務表の規定を追加したこと。第 2 点目に、任命権者が方向しなければならない事項に職員の退職管理の状況を追加したことと説明がありました。委員からは、職員の退職管理の状況について質疑があり、地方公務員法の改正に伴う条例改正と回答がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 13 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

○議長 宮城清政君 日程第 8. 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。 本案は、3 月 2 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。審査の過程における条例改正の説明のなかで、別表資料旅費日当額の比較を用いて近隣市町村の日当額を比較する説明があり、近隣市町村に合わせて日当額の見直しを行うと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 14 号 南風原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 15 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。審査の経過 本案は、3 月 2 日の本会議に

上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 15 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 10. 議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算。審査の経過 本案は、3 月 3 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託されました。当委員会では 3 月 8 日、10 日に関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、審査を行いました。審査の日程について。3 月 8 日に民生部こども課・保健福祉課、総務部税務課・住民環境課。3 月 10 日に民生部国保年金課、総務部総務課・企画財政課を審査しました。14 日午前中に連合審査会を行い、経済教育常任委員会から留意事項が 2 点と報告があり、当委員会からは留意事項 3 点と報告しました。15 日には連合審査会で審査した内容について、まとめと採決を行い、留意事項は 5 点となりました。連合審査会を終え、総務民生常任委員会での審査経過を報告します。連合審査会のなかで、宮城寛淳議員から質疑がありました予算書 13 ページ、歳入 1 款 1 項、町税において個人町民税が 6,078 万 7,000 円の増となった要因について、執行部から再度

説明を受けました。委員会で使用した説明資料に錯誤があり、正しい資料として「平成 28 年度予算説明資料」を用いて 2 点の訂正の説明を受けました。1 点目に、納税義務者数が対前年度比で 920 人増加ではなく、744 人増加したこと。2 点目に、1 人当たりの課税額は 2,300 円程度減額しているのではなく、198 円の減額（対前年度比の減額率は 0.24 パーセント）だったと 2 点の訂正がありました。そのため、個人町民税が 6,078 万 7,000 円の増となった要因として、納税義務者数の増加が要因であることが分かり、1 人当たりの課税額に大きな差がないことを確認しました。以上の審査報告と質疑の経過があり、15 日の午前に連合審査会のまとめを行いました。

経済教育常任委員会から付された 2 点の留意事項について、当委員会としても異論はなく、全委員の同意により留意事項として付すことに決定し、議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算について、総務民生常任委員会の審査を終えました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果、留意事項 5 点を付して、全会一致により可決いたしました。

留意事項を読み上げます。1 点目、民生部こども課。予算書 82 ページ、83 ページ。歳出 3 款 2 項 1 目。児童福祉総務費。子どもの貧困対策事業関係費として、子どもの元気支援補助員 2 人の報酬、公用車リース料及び支援を必要とする子どもの居場所への子どもの貧困緊急対策事業補助金については、社会福祉協議会、各種団体及び様々な機関が総合的に連携することが重要である。庁内においては、民生部と教育部の連携等、全庁的な体制で子どもの貧困解決に向けて取り組むこと。

2 点目、民生部こども課。予算書 85 ページ。歳出 3 款 2 項 1 目。病児・病後児保育事業委託料。病児・病後児保育事業の委託先が 1 カ所であり、町民ニーズに対し十分に対応できていない状況がある。町民ニーズを満たすために、同事業の委託先となる施設を増やすよう取り組むこと。

3 点目、民生部こども課。予算書 86 ページ。歳出 3 款 2 項 2 目。保育所等整備交付金事業補助金（新設）。平成 27 年 3 月に策定した、子ども・子育て支援事業計画の 53 ページにある各年度における新規の確保方策（全体）の事業計画を前倒しして実施していることは待機児童の解消に向けた早期の取組として高く評価する。一方、平成 28 年 4 月入所に係る待機児童が解消される見込みがないことから、引き続き待機児童解消に向けた取組を強化すること。

4 点目、経済建設部産業振興課。予算書 107 ページ。歳出 7 款 1 項 2 目 19 節。南風原町観光協会補助金。南風原町観光協会補助金について。南風原町観光協会は、将来の自立に向けて運営・体制強化を図るとともに、観光振興施策の充実に向け関係機関等とさらに連携を図ること。

5 点目、教育部生涯学習文化課。予算書 131 ページ。歳出 10 款 5 項 1 目 8 節。報償費。安全管理員・学習アドバイザー謝礼金。放課後子ども教室について。すべての児童に安心・安全な居場所を確保するため、放課後子ども教室は教育委員会のみではなく、児童館や学

童クラブ等、民生部と連携し放課後対策の総合的な推進を図ること。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算。審査の経過 本案は、3 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。

最初に、3 月 4 日の本会議において、大城 勝議員からの質疑に対する回答のなかで、入院に係る医療費の減を分析するのに数カ月要するとありましたが、国保データベースシステムを使い国保年金課と保健師が常に連携して分析を行っているとの訂正の説明がありました。

次に、上原喜代子議員からの質疑がありました。お薬手帳にかかる費用について。配布資料お薬手帳を用いて、410 円の費用がかかるとの説明がありました。最近の国の動向で、お薬手帳の費用に関して見直しを検討している情報もあるとの説明がありました。

次に予算書 42 ページ、8 款 1 項 1 目. 特定健康診査等事業費について。受診率の向上に努めている特定健康診査受診率向上対策指導員 4 人の活動状況に関する質疑がありました。特定健診受診率向上対策指導員は、未受診者へ電話折衝したり年賀状を送付する等の取組を行っているほか、1 人当たり約 2,000 件の未受診者宅への訪問活動を行っているとの説明

がありました。その成果もあり、本町の特定健診の受診率が沖縄県内でも同規模団体と比較してトップレベルにあることも分かりました。委員からは、特定健診受診率向上対策指導員の活動状況について高く評価する声がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 18 号 平成 28 年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算。審査の経過 本案は、3 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3 月 10 日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。下水道事業を効率的且つ自立的に事業運営をするため、公営企業会計移行に向けた整備を行い、平成 32 年 4 月から公営企業会計を適用すると報告がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3 月 11 日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません

か。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 19 号 平成 28 年度南風原町下水道事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 13. 議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第 20 号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算。審査の経過 本案は、3 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3 月 11 日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。旧津嘉山ハイツについては、平成 27 年度では物件移動を終えており、平成 31 年度までに造成を終える予定であると報告がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3 月 11 日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 20

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

号 平成 28 年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 14. 議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算。本案は、3 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、当委員会に付託されたものであります。委員会では、3 月 10 日に委員会を開き関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。

審査の内容につきまして報告いたします。委員より、歳入において繰入金金が 5.8 パーセント減になった理由は何かと質問がありました。理由として、前々年度の課税売上高が 1,000 万円以下として消費税の課税対象外事業者となったことが主な理由であると回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、3 月 11 日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 21 号 平成 28 年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決され

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

ました。

日程第 15. 議案 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算。審査の経過 本案は、3 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、質疑を終えました。同月 15 日に、まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 22 号 平成 28 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 30 号 議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 10 号)

○議長 宮城清政君 日程第 16. 議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 10 号) についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 10 号) 平成 27 年度南風原町の一般会計補正予算 (第 10 号) は、次に定めるところによる。(繰越

明許費の補正) 第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費の補正」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 私のほうから、平成 27 年度南風原町一般会計補正予算(第 10 号)の概要についてご説明いたします。まず、説明の前にお詫びを申し上げたいと思います。今回の補正予算(第 10 号)につきましては、本議会開催中の 3 月 9 日に一般会計補正予算(第 9 号)で可決をしていただきました繰越明許費について変更が生じたために、再度今回の補正予算(第 10 号)となっております。担当職員の事務手続き上における勘違いから、予算が 1 つになっていることで繰り越しの手続きが路線ごととなっていることに資料が足りずに県への繰越額の変更を行っていなかったため、補正 9 号の繰越明許費に変更が生じる結果となりました。これについては事務手続きの不慣れというよりも思慮が足りなかったというのが原因でございます。大変申し訳ございません。今後、この事務手続きの熟知に向けた職員指導を徹底してまいりたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算(第 10 号)の概要についてご説明いたします。2 ページをお願いいたします。第 1 表繰越明許費補正は、8 款 2 項、道路橋梁費の繰越明許費において、県へ申請しました繰越承認額の調整不足により、路線ごとの繰越額に変更が生じたためでございます。町道 10 号線道路改良事業が 3,100 万円から 941 万円へ、町道 113 号線道路改良事業が 1,630 万円から 4,660 万円に変更するものでございます。繰越明許費の合計総額が 8 億 9,073 万 1,000 円から 871 万円増の 8 億 9,944 万 1,000 円に変更となります。この合計額は、補正 9 号で可決していただきました繰越額の総額となっております。以上が議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算(第 10 号)の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では質問させてください。質問については、前もって通告書を皆さんにお上げしています。職員の皆さんが一生懸命仕事をしていることも私は評価しています。そして、感謝もしています。けれども、不発弾処理を交付申請しなかったために 163 万円の損失を受けました。そして、国から必要ない物件として指摘されました移転補償費 1,221 万 6,000 円も返還されました。そして今度も事務的ミス。そのように頻繁に、度重なるミスが前からあったと思います。そこで質問いたします。道路改良事業で繰越明許した事例は数多くあります。担当した職員は新採用職員で経験のない人だったのかどうかお答

えください。

2 点目、まさか部長、課長が指示はしなかったでしょうね。お答えください。

3 点目、ミスをするたびに今後そういうことがないようにと反省の言葉を聞きます。しかし、それが生かされていません。なぜでしょうか。

4 点目です。これまでと違う手法であれば、当然、県に対して照会をし指導を受けるべきです。されましたか。しなかったということであれば、しなかった理由は何だったのかお答えください。

5 点目です。議会では、執行部を信じ、提案された議案を信用しています。間違った議案を提案し審議させるのは議会軽視だと思いますがどうでしょうか。また、その責任は大きいと思います。

6 点目です。職員がミスをした場合、迷惑するのは町民です。何をもってお詫びをするのかお答えください。以上、町政の最高責任者である町長、お答えください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。まず 1 点目でございます。今回担当した職員については、特に新規採用職員ではなく、どちらかと言うとベテランの職員ということでございます。

2 点目でございます。部長、課長は指示しなかったかということでございますが、今回は繰越の手続きを取る、取らないということではなく、繰越手続きを取った中身で、担当の者が本来路線ごとでやるべきものを予算のプールで勘違いしたことが要因でございまして、直接その詳細について、部長・課長からの指示はやってございません。

3 点目でございます。ミスするたびにということでございますけれども、これにつきましてはただお詫びするものでございます。詳細事務の流れにつきましては、そのつど、年度初めに年度末でそういったミスが出ないよう各課におきまして会議を開くなり対策を取っておりますけれども、今回のようなミスが出ましたことに対しましては深くお詫び申し上げます。

4 点目でございます。これまでと違う手法があればとのことですが、これまでの手法と特に違ったことはございません。昨年におきましては、きちんとした対応となっておりますが、今回は勘違いした結果でございます。

5 点目でございます。結果的に本議会におきまして 2 度の補正予算が発生しましたことにつきまして、誠に申し訳なく思っております。今後はさらにその職員の事業に対する事務手続き等の熟知を徹底してまいりたいと思っております。誠に申し訳ございません。

6 点目です。5 点目、6 点目につきましては、ただいまの答弁とさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今回の繰越明許費の補正については、3月9日に皆さん方に同意をしてもらって、また私たちも事業着手をやっていくのだという思いでございましたが、結果として路線ごとの事業であると明確にされているものですから、これに対して私たちはこういうことが今後ないように再三再四、チェック、目配り、気配りが一番大事であります。そこが今回は、単純だという思いからこういうことができなかったのが間違いにつながったと思っております。こういうことがないように今後とも口すっぱく、また課内・部内においての確認作業を十二分にやっていくことが一番大事だと思っておりますので、私たちは最善の努力を尽くし、町民に対して、議会に対しては本当に申し訳なかったと思っております。今後、肝に銘じて進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 常日頃から職員が一生懸命仕事をしていることは評価しています。感謝もしています。少ない人数であれだけの事業をこなすのは大変だと思います。そういった面で職員の皆さんには非常に感謝しています。けれども、今申し上げたようにミスが多過ぎる。そのたびに町民に迷惑をかけるわけでしょう。それは決してやってはいけないことだと思います。

1点だけ伺います。3月9日に、この町道10号線で入札の通知をしたがその場で入札取り消しをしたという情報を得たのですが、それは事実なのかどうかお答えください。

それともう1点は、入札の結果、請負契約をして40パーセントの前払金を支払った場合、財源の繰り越しは通りませんね。その場合、町民に迷惑をかけることにならないのかな。皆さん方は900万円あまりしか明許繰越をしません。けれども、そこに財源がかなり必要とします。そういった面での財源がないのに請負契約の締結というのが私には不思議でならないが、それは事実だったかどうか、入札をしたのかどうか。その結果がこういうことになったらどうなるのでしょうか。教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。町道10号線改良工事の入札につきましては、3月9日の一般会計予算繰越明許費の決をもって執行する予定でございましたけれども、議会終了後に今回の繰り越しの手続きの変更が生じることが分かったことから、急きよその翌日3月10日に予定しておりました工事入札を延期しております。これはそのまま執行しますと予算との不都合がどうしても出てくることから、一旦、工事入札を延期しまして、新年度予算に町道10号線を早期に発注しようということで、中止ではなく延期

ということでございます。よって、入札にかけておりませんので前金払いといったことは生じてこないということでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 部長、課長、しっかりしてよ。事業が認定されたからといって補助金まで町長の権限ではないでしょう。国・県の補助金が町長に決裁権があるということではありません。今、皆さんが詫びていますが、すべて皆さんの自己判断の結果、なるだろうという判断でミスが起こっています。そういう違う方法で、違う解釈でもし事業をやるならば、先にも申し上げました当然、県と照合するのが当たり前でしょう。もし皆さんが事業を執行した場合、たぶん歳入欠陥になるでしょう。結果、また町民に負担が出ることも予想されます。そういった面でもっとしっかりして欲しい。国・県からの補助金ですが、こういうふうを考えていますがやっていいでしょうかと確認するのが当たり前でしょう。それを怠っているのが大きな原因だと思います。このことを全課長・部長に、職員に申し上げて質問を終わります。しっかりがんばってください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 30 号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 30 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 30 号 平成 27 年度南風原町一般会計補正予算 (第 10 号) についてを採決します。本案は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 31 号 日程第 17. 議案第 31 号 南風原町教育委員会委員の任命について

○議長 宮城清政君 日程第 17. 議案第 31 号 南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 日程第 17. 議案第 31 号 南風原町教育委員会委員の任命について南風原町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記 氏名 大城雅史。生年月日 昭和 45 年 5 月 10 日。住所 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 655 番地 1 ル・シエル 203。提案理由 上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思慮しますので提案したいと思います。履歴書等は添付されています。今回の教育委員の改選については、津嘉山校区、翔南校区、南風原校区、北丘校区と校区があるわけですが、津嘉山小学校校区内の改選で基本的に 2 期、1 期というものがあまして、仲村渠苗子さんが任期を全うされ、とても惜しいのですが後世のためにと大城雅史さんをお願いするものです。この方は、履歴書等にも書いてありますとおり、地域の行事等において積極的に参加をなさり、PTA 活動でも子どもたちと接していて、教育の問題等においてもいろいろな角度で幅広く活動をなされている状況を見まして、今回この校区から推薦し皆さん方の了解をいただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 31 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 31 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 31 号 南風原町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前 11 時 03 分)

再開 (午前 11 時 17 分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第 18. 意見書第 1 号 日米地位協定の見直しに関する意見書

○議長 宮城清政君 日程第 18. 意見書第 1 号 日米地位協定の見直しに関する意見書を議題とします。まず、本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 それでは、意見書第 1 号を読み上げる前に、この 3 月定例会の会期中、3 月 13 日にも那覇市内において米兵による暴行事件が発生しました。被害者の方が観光客の女性だったこともあり、非常に痛ましく思うと同時に日米両政府には県民、そして国民が納得できる対応をこれからも求めてまいりたいと思います。

それでは、意見書第 1 号を読み上げて提案をしたいと思います。意見書第 1 号 平成 28 年 3 月 24 日 南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 照屋仁士。賛成者 赤嶺奈津江、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。日米地位協定の見直しに関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

日米地位協定の見直しに関する意見書 わが国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって 31 の都道府県に 131 施設、約 10 万 2 千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。米軍基地を抱える全国の町村は、わが国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。特に、全国の米軍専用施設の約 74 パーセントを占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題並びに米軍人・軍属等による犯罪が、戦後 70 年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制やわが国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和 35 年に締結されて以来、50 年以上もの間、一度も改正されていない。これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生するさまざまな事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。平成 28 年 3 月 24 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第 1 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから意見書第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第 1 号 日米地位協定の見直しに関する意見書を採決します。本件について、可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 意見書第 2 号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書

○議長 宮城清政君 日程第 19. 意見書第 2 号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書についてを議題とします。まず本件に関し、提出者から趣旨説明を求めます。6 番 赤嶺奈津江議員。

○6 番 赤嶺奈津江さん 意見書第 2 号を読み上げて提案させていただきます。意見書第 2 号 平成 28 年 3 月 24 日 南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江。賛成者 照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり南風原町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書 沖縄県においては、昭和 47 年の復帰以降 4 次におたる振興計画により着実に道路整備が進められ、道路は県民の暮らし、経済、文化等、あらゆる分野の向上・発展に大きな役割を果たしてきたところである。また、平成 15 年には沖縄都市モノレールが開業したものの、依然として陸上交通のほとんどが道路交通に大きく依存している状況である。このため、那覇空港・那覇港等の広域交流拠点に連絡する幹線道路ネットワークの構築及び慢性的な都市部の交通渋滞への対応とともに、観光振興・地域活性化の支援、災害対策など増大・多様化する交通需要への対応が求められており、なお一層の道路網の体系的整備と質的向上が必要である。ついては、今後とも「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」に基づき、引き続き必要な道路が計画的かつ着実に整備されるよう、下記事項について特段のご配慮を強く要望する。記 1. 那覇空港等広域交流拠点や主要拠点へのアクセス性を向上させ、産業振興や人、物の交流の迅速化を図るため、那覇空港自動車道(小禄道路)、沖縄西海岸道路、名護東道路(数久田一許田間)、南部東道路及びスマート・追加インターチェンジ等ハシゴ道路ネットワークの早期整備。2. 都市部における交通渋滞を緩和し、環境改善や健全な市街地の形成を図るため、国道 329 号西原バイパスをはじめとする幹線道路の整備や主要交差点の改善整備。3. 中北部地域ま

での定時・定速の公共交通ネットワークを形成するため、沖縄都市モノレールについて首里駅から沖縄自動車道までの延長整備促進。4. 離島における生活圈域の広域化、一体化を促し、定住化の促進を図るため離島架橋等の整備促進。5. 沖縄は台風常襲地帯であり、過去の電柱倒壊等の甚大な被害を踏まえ、防災機能の向上を図るとともに、質の高い観光・リゾート地の形成を図るための無電柱化、美しい道路景観の創出・保全、良質な道路緑化等の推進。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 28 年 3 月 24 日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄総合事務局長。以上です。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第 2 号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから意見書第 2 号について討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより意見書第 2 号 沖縄県の道路網の整備促進に関する意見書を採決します。本件について、可決することに賛成の方は起立願ひします。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

○議長 宮城清政君 日程第 21. 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情についてを議題とします。経済教育常任委員長から委員会の審査について、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とす

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日

ることに決定いたしました。

日程第 21. 決議第 2 号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第 21. 決議第 2 号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 本定例会を閉会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。3月2日から本日まで、本会議8日間、現場調査1日、委員会審議と23日間の長丁場でした。条例7件、新年度予算6件、補正予算6件、他議案3件、意見書2件、陳情3件と本会議並びに委員会審査をしていただきました議員の皆様、慎重審査・審議、お疲れ様でございました。また、本会議及び委員会での説明や資料提供など執行部の皆さんのお蔭をもちまして滞りなく定例会を終えることができますこと感謝申し上げます。ありがとうございました。

次に、定年を迎えます経済建設部 真境名元彦部長、教育部 新垣好彦部長、たいへん長い間ご苦勞様でございました。永年の疲れをしっかりと癒し、跡を継いだ後輩たちを見守っていただきたいと思います。閉会后には、ささやかではございますがセレモニーを予定しております。以上で本定例会を閉会するにあたっての議長あいさつといたします。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成 28 年第 1 回南風原町議会定例会を閉会いたします。たいへん長い間、お疲れ様でした。

閉会 (午前 11 時 31 分)

平成 28 年第 1 回定例会 3 月 24 日